

令和2年度岡山県芸術文化育成・支援事業業務仕様書

1 業務の目的

次世代を担う芸術家を育成するとともに、県民に対して優れた芸術に触れる機会を提供し、文化芸術による地域の活性化を図ることを目的として、岡山県にゆかりのある芸術家に作品発表の場を提供する。また、併せて若手・新人の芸術家にも活動・発表の機会を提供し、創作活動を支援する。

2 委託業務名

令和2年度岡山県芸術文化育成・支援事業

3 委託業務の内容

岡山県ゆかりの芸術家の活動を支援する 次の(1)及び(2)の両事業を内容として実施すること。

(1) 岡山県にゆかりがあり、既に実績のある芸術家の展覧会開催

①対象となる芸術家

岡山県にゆかりがある者で、岡山県新進美術家育成「I氏賞」の受賞者等の既に実績を持つ、概ね50歳以下の芸術家とする。

※「岡山県にゆかりがある者」とは、岡山県出身や岡山県在住・在学・在勤のほか、一定期間岡山県に居住経験がある者なども含まれる。

※「I氏賞」受賞者の場合は、平成28年～令和元年の受賞者を除く。

②事業内容

実施する展覧会は、当該芸術家が新作を含む作品を展示する個展とする。

③実施会場

岡山県内に主たる事務所を置く団体等が管理する、県内の文化関係施設とする。

④実施期間等

展覧会の開催期間は、14日間以上とする。

(2) 岡山県にゆかりのある若手・新人芸術家へ作品発表等の機会提供

①対象となる若手・新人芸術家

岡山県にゆかりがある者で、若手・新人芸術家（複数可）とする。

②事業内容

対象となる芸術家の作品発表等の機会（作品展示、ワークショップ、コンサート、パフォーマンスやコラボレーションなど）を(1)の関連事業として実施する。

③実施会場・期間

(1)と同一施設、同一期間内で実施する。

4 学芸担当者の配置

受託者は、事業実施に係る学芸業務を遂行できる担当者を配置すること。

5 契約関係

(1) 委託限度額

1事業当たりの委託限度額は、1,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

県が予定する委託料の総額は、3,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(2) 再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、事業の効果的及び効率的に行う上で必要な場合においては、事前に県と協議の上、他の者に委託することができるものとする。

6 委託に係る経費等について

(1) 予算に計上できる経費

項目	内 訳
旅費・交通費	作家等の公共交通機関交通費、宿泊費等
制作活動費	材料費、機材借料、燃料費、調査費、制作補助費等
企画・展示費	企画制作費、演出費、著作権使用料、作詞・作曲料、原稿執筆謝金、翻訳料、作品借料、作品保険料等
出演費・謝金	出演料、演奏料、司会料、アルバイト謝金、講師謝金等
会場費	会場設営費、会場借上げ料、会場使用に係る付帯設備・光熱水費等
舞台費	照明・音響費、大道具・小道具費、舞台設営・撤去費等
印刷・宣伝費	印刷費(チラシ・ポスター・プログラム(無料配布分)等)、広告宣伝費、デザイン料、看板制作費、ウェブ用告知ページ作成費等
通信・運搬費	作品・道具・材料等運搬費、車両借料、チラシ・DM等送料、郵便代等
諸経費	録音・録画・写真記録費、会議費、消耗品費、催事保険料等

(2) 対象外経費

事務所維持費、職員給与、電話代、事務機器・事務用品等購入・借用費、備品購入費、交際・接待費、ウェブサイト運用費、航空列車の特別料金(グリーン車等)、駐車料金、飲食にかかる経費、花束代、記念品代、プログラム等印刷費(有料の場合)、予備費、その他事業実施に直接関わらない経費など

(3) 留意すべき事項

- ①旅費・滞在費は、作家の居住地から実施場所までの往復旅費、実施地域内の交通費のみを対象とする。同伴者の旅費は対象としない。
- ②企画制作費は、委託事業を実施するために必要な企画・制作に関わるスタッフの人件費とする。
- ③ウェブ用告知ページ作成に係るサーバーのレンタル料や管理費等は対象外とする。

7 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間

8 実績報告書の提出

委託業務が完了したときは、速やかに実績報告書及び収支決算書を県に提出すること。

9 個人情報に関する取り扱い

当該委託業務の実施に係る個人情報の取扱いについては、以下に定めるとおりとする。

- (1) 個人情報については、その必要性を十分検討し、必要最小限にするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないように配慮するものとする。

- (2) 個人情報については、収集から廃棄に至るまで適切に取り扱うものとする。

10 審査の観点

企画提案された事業の内容について、以下の観点により総合的に評価する。

- (1) 3(1)及び(2)の芸術家の創作活動の支援となる、意欲的な作品発表等が見込めること。
- (2) 3(1)及び(2)の内容が相互に関連付けられた意義のある提案となっていること。
- (3) 優れた芸術に触れる機会の少ない地域の在住者にその機会を提供する提案であることが望ましい。
- (4) 誘客等により、地域の活性化に資するような魅力を備えた提案であること。
- (5) 芸術への興味を深めるための取組がなされるなど、来場者が親しめる内容であること。
- (6) 事業計画が無理のない妥当なもので、事業の運営体制が十分に整っていること。
- (7) 障がい者や外国人にとってのバリアを取り除く取組みがなされるとともに、来場者等の安全に配慮した提案であること。
- (8) 見積書の内容・積算が妥当であること。
- (9) 地域性豊かで多様性に富み、レガシーの創出や文化の魅力の発信を行う等、「東京オリンピック・パラリンピック」を意識した取組が望ましい。

11 留意点

- (1) 県が実施する他の委託事業、補助事業、負担金事業等は、この事業の対象とすることはできない。
- (2) 委託期間中に展示作品の販売はできない。ただし、当事業の対象外経費により作成された図録等の物販は可能とする。
- (3) 当委託事業に係る入場料を徴する場合は、県と相談の上、実施すること。

12 その他

- (1) 受託者は、受託業務の実施経過について適宜県に報告すること。
また、来場者に対して、アンケートを実施すること。
- (2) 効果的な広報活動により事業の周知や発信を図ること。
- (3) 受託者は、受託業務に係る独自の広報活動を行い事業の周知を図るとともに、県が行う広報活動に協力すること。
- (4) 受託業務のポスター、チラシ等の広報物を作成する際は、「岡山県芸術文化育成・支援事業」の趣旨を明記し、岡山県の主催事業である旨の表記を行うこと。
- (5) 受託業務は、「beyond2020プログラム」の認証要件を満たしたうえ、同プログラムの認証申請を行うこと。※詳細は岡山県文化連盟のホームページ等で確認のこと。